

第16期 第40回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時: 令和2年 9月29日(火) 午後3時34分～午後4時23分

2 場所: 豊見城市役所 3階第2会議室

3 出席農業委員数: 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	欠席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数: 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員: 金城 敏満 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時: 令和2年9月28日(月) 午前10時30分～正午

10. 会議の内容

- 会長 第16期豊見城市農業委員会第40回の総会をただいまより開会いたします。
- (午後3時34分) 開会
- 会長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第4番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び仲宗根主査をお願いいたします。
本日提案された議案等についての現場調査4件を行ってから審議に移る予定でしたが、新型コロナウイルス対策で、今回は事務局職員で調査を行っておりますので、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。
- 事務局 議案書2枚目、現場調査一覧表をご確認ください。
今回、転用許可申請が提出された土地4件について現場確認を行いました。
番号1の案件については、既に一部を駐車場として利用していることから、違反転用案件として始末書を受領しています。
番号2の案件については、現在休耕状態で違反転用は見られませんでした。
番号3番については、現在耕作中の土地になっています。
番号4の案件については、現在休耕状態で違反転用は見られませんでした。
転用後の周辺地への影響については、各申請の排水処理計画や境界線上の被害防除策等により、特に問題はないと考えられます。
以上です。
- 会長 ありがとうございます。
これより報告案件に入ります。初めに報告第247号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第247号「農地転用後の利用状況の報告について」
2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 247 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 248 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 248 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 248 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 249 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 249 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
7 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 249 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 250 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 250 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
5 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いた
たします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 250 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 39 分
再開 午後 3 時 40 分

職務代理者 再開します。
次に議案審議に入ります。議案第 132 号について審議します。事務局の説明を
求めます。

事務局 それでは議案第 132 号「非農地証明願について」、去る 9 月 16 日水曜日に名嘉
眞朝仁委員、上原啓一委員、事務局の仲宗根主査の 3 名で現場調査を行い、協
議を行ってございます。
整理番号 1 番について、名嘉眞朝仁委員にご説明をお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

5 番委員 それでは整理番号 1 番について説明します。
議案書 13 ページをお開きください。願い出のあった土地は、座安若知花原 61
番 1。面積は 837 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明の
とおりです。土地の状況ですが、表土は普通、土質等はジャーガル、形状は傾
斜地、位置は高く、状況は原野内に樹木は密で高く、雑草も密、また周囲は原
野で広がりとしては狭く、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域内とな
っております。

調査員の意見としまして、周辺地も含め、原野の様相を呈しており、傾斜等地形上の理由から、農業機械や人の進入も容易ではなく、農地としての維持や継続の利用は困難と考えます。このことから願い出地は、議案書 14 ページ、非農地判断基準の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況原野として証明相当だと考えられます。

議案第 132 号について説明は以上です。

職務代理者

名嘉眞朝仁委員、説明ありがとうございました。

これより審議に入ります。議案第 132 号、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、現地確認調査書は名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとし、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしということで、議案第 132 号の整理番号 1 番については、名嘉眞朝仁委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

休憩します。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 3 時 46 分

会長

再開します。

次に議案第 133 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 133 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 133 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は 16 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長浜原 827 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 2 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波山見原 657 番 1、東原 485 番 3、485 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 3 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 249 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 4 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 249 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 5 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波東原 353 番 1、山見原 668 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 6 番につきまして、議案書の 31 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷東原 539 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 7 番につきまして、議案書の 33 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高嶺下深底原 234 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 8 番につきまして、議案書の 35 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 1034 番、1036 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 9 番につきまして、議案書の 37 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安西原 647 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 10 番につきまして、議案書の 39 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安西原 649 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 11 番につきまして、議案書の 41 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原 430 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 12 番につきまして、議案書の 43 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良東原 234 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 13 番につきまして、議案書の 45 ページをお開きください。申

請のありました豊見城市字伊良波浜原 638 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 14 番につきましては、議案書の 47 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 670 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 15 番につきましては、議案書の 49 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原 442 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 16 番につきましては、議案書の 51 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原 381 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

以上です。

会長

お疲れさまです。

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 133 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 3 番と 4 番、それから 6 番と 7 番、そして 8 番と 9 番と 10 番は関連事案ですので、一括で審議します。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定します。

続いて、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 3 番と 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番と 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番と 4 番については許可することに決定します。

続いて、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。

続いて、整理番号 6 番と 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は

挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 6 番と 7 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番と 7 番については許可することに決定します。

続いて、整理番号 8 番と 9 番、10 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 8 番と 9 番と 10 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番と 9 番と 10 番については許可することに決定します。

次に、整理番号 11 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 11 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 11 番については許可することに決定します。

続いて、整理番号 12 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 12 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、

許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 12 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 13 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 13 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 13 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 14 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 14 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 14 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 15 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 15 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 15 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 16 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 16 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 16 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 134 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 53 ページをお開きください。

議案第 134 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、59 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 151 番 6。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原 60 番 6、61 番 9。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、73 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地南又原 217 番 1。転用目的は中古車展示場兼駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、79 ページをお開きください。申請のあった土地は、嘉数前原 529 番。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 134 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第134号は、1件ずつ審議します。まず整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号2番については、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号3番については、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号3番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号4番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号4番については、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許

可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 4 時 10 分

再開 午後 4 時 11 分

職務代理者

再開します。

次に協議第 40 号について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の議案書の 81 ページをお願いいたします。

豊経建農第 1154 号、令和 2 年 9 月 23 日、豊見城市長山川仁より、豊見城市農業委員会会長宛て、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(照会)が来ております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別紙のとおり「農用地利用集積計画」を作成したいので貴委員会の意見を求めるものでございます。

詳しい内容等につきましては、所管課の農林水産課から説明がでございます。よろしくをお願いします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班の大城です。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 12 件ございますので、それぞれ説明したいと思えます。

まず資料 85 ページをお願いいたします。まず初めに、R2-8 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は与根 215 番 1 で、面積は 1,473 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 5 年間となっております。

資料 87 ページをお願いします。次に、R2-9 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 497 番 1、面積 2,400 m²、饒波 497 番 2、面積 907 m²、合計 3,307 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日より令和 15 年 3 月 8 日となっております。

資料 89 ページをお願いいたします。次に、R2-10 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 741 番 7 で、面積は 1,044 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10

年間となっています。

資料 91 ページをお願いいたします。次に、R2-11 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 652 番 1 で、面積は 1,799 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間、借賃については年額 25 万円を毎年 8 月末までに現金持参することとなっております。

資料 93 ページをお願いいたします。次に、R2-12 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 432 番 3 で、面積は 2,007 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっています。

資料 95 ページをお願いいたします。次に、R2-13 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 456 番 1 で、面積は 900 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 7 年 12 月 31 日となっています。

資料 97 ページをお願いします。次に、R2-14 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 436 番 1 で、面積は 1,652 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 7 年 12 月 31 日となっています。

資料 99 ページをお願いします。次に、R2-15 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 902 番 1 で、面積は 2,225 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっています。

資料 101 ページをお願いします。次に、R2-16 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は田頭 132 番で、面積は 2,564 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 6 年間となっています。

資料 103 ページをお願いします。次に、R2-17 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は座安 261 番 1 で、面積は 2,177 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年間となっています。

資料 105 ページをお願いします。次に、R2-18 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 557 番 1 で、面積は 1,658 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 3 年 6 月 1 日、借賃については年額 3 万 5,000 円を毎年 3 月末までに口座振込することとなっております。

資料 107 ページをお願いします。次に、R2-19 についてですが、貸し手及び借

り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は金良 184 番、面積は 1,534.5 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 11 年 5 月 31 日、借賃については年額 10 万円を毎年 7 月末までに現金持参することとなっております。

以上です。

職務代理者

協議第 40 号について説明が終わりました。協議第 40 号について委員の質疑を許可します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 40 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしということで、協議第 40 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 4 時 21 分

再開 午後 4 時 22 分

会長

再開します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 2 年 9 月 29 日 (火)

午後 4 時 23 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



3番委員

金城 敏満



4番委員

宮里 由美子

